平成２２年（フ）第２７０８号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央19番地の19
債務者　長坂　　唯
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５１号
神戸市兵庫区東山町１丁目10番2061号
債務者　佐藤富美男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６５号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１市住２―304号
債務者　水島　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７５号
神戸市垂水区西舞子２丁目３番12号
債務者　越前　睦央
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０４号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10市住３―512号
債務者　大垣　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０６号
神戸市須磨区大池町５丁目３番１―609号、従前の住所神戸市須磨区千歳町３丁目４番10号
債務者　松田紀由美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１６号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18―1011号、従前の住所神戸市須磨区車字道谷山２番地の１
債務者　前田　博之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２号
長崎県雲仙市国見町神代乙93番地３
債務者　松﨑　　等
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
大分市大字田尻1055番地の62
債務者　柳井紀久美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３１号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目２番１―106号
債務者　永友　ルミ
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１７号
福岡県遠賀郡芦屋町西浜町２番30号
債務者　田﨑久美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０２号
北九州市八幡東区勝山２丁目７番２―202号
債務者　伊藤　文貞
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００１号
北九州市戸畑区中原西２丁目２番21号
債務者　前田　捷一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５３号
青森県弘前市大字広野２丁目４番地10
債務者　千葉　達人
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３４号
青森県弘前市大字取上５丁目２―１　森マンション208号、住民票上の住所青森県弘前市大字取上３丁目４番地13
債務者　奈良岡　勝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３９号
青森県弘前市大字城東北１丁目４番地７
債務者　川村　勝子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４５号
福島県二本松市馬場平127番地13、住民票上の住所福島県郡山市清水台１丁目８番13号ライオンズマンション清水台第１―1107号
債務者　奥　　保房
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係